

当健保組合の個人情報の第三者提供について

1. 「高額療養費」が発生した場合、当健保組合で自動計算され、被保険者分に被扶養者分も含めて発生の都度「医療費と給付金支給額のお知らせ」で被保険者宛に通知し、被保険者の口座に直接(または事業主経由で)振込んでいます。
2. 現金給付についても、被保険者分に被扶養者分を含めて「支給決定通知書」で被保険者宛に通知し、被保険者の口座に直接(または事業主経由で)振込んでいます。
3. 「医療費通知」については世帯分をまとめて、被保険者に通知しています。
4. 「ジェネリック医薬品促進通知書」については適宜家族分を含めて、被保険者に通知しています。

以上、の 4 つの事項については、個人情報の第三者提供となりますので、あらかじめ被保険者等加入者の同意を得ておくべきことと定められています。

つきましては、この 4 つの事項については、当健保組合として個人情報保護管理の観点から強制することはできませんので、上記方法(従来どおりの方法)にて通知・支給している以外の方法を希望される場合、当健保組合へ申し出願います。

なお、申し出がない場合は、同意があったものとして、従来どおりの方法にて通知・支給を行います。